

船舶等の対応措置（津波襲来時）

【細島港、北浦港、延岡港、土々呂港】

勧告区分	津波警報・注意報の種類	船舶等の対応措置				
		大型船舶・中型船舶（漁船を含む）			小型船（プレジャーボート、小型漁船等）	
		港内着岸船舶	錨泊船舶	航行船	港内停泊・係船中	航行中・錨泊
警戒勧告	津波注意報	荷役・作業中止 港外の安全な海域へ避航準備 (安全な海域へ避航、係留強化等の自衛措置を講ずる。)	荷役・作業中止 港外の安全な海域へ避航準備 (港内錨地対応)	港外の安全な海域へ避航	陸上避難 (時間的余裕があれば、安全な海域へ避航、陸揚げ、係留強化等の自衛措置を講ずる。)	安全な海域へ避航、 又は速やかな着岸・陸上避難 (時間的余裕があれば、安全な海域へ避航、陸揚げ、係留強化等の自衛措置を講ずる。)
避難勧告	大津波警報	荷役、作業中止 陸上避難	荷役・作業中止 港外の安全な海域へ避航	港外の安全な海域へ避航	陸上避難	安全な海域へ避航、 又は速やかな着岸・陸上避難
	津波警報	荷役、作業中止 陸上避難 (時間的余裕があれば港外退避)	荷役・作業中止 港外の安全な海域へ避航	港外の安全な海域へ避航	陸上避難 (時間的余裕があれば、安全な海域へ避航、陸揚げ、係留強化等の自衛措置を講ずる。)	安全な海域へ避航、 又は速やかな着岸・陸上避難 (時間的余裕があれば、安全な海域へ避航、陸揚げ、係留強化等の自衛措置を講ずる。)
備考		※原則、港外退避 【事業者側であらかじめマニュアル作成】		※入港禁止措置	※小型船の場合は、人命最優先の避難措置を講じるものとし、航行中、錨泊中においては、津波到達時間に余裕がなく着岸・陸上避難が困難と判断した場合は、安全な海域へ避航することも想定。	

港内における、港則法第31条並びに第32条に係る工事、作業、行事は、上記勧告が発令された時点で、中止することとし、津波の来襲に備え、可能な限り資機材等の流出防止措置を図り、作業員等は速やかに安全な場所へ避難する。

大型船舶：水先人（パイロット）又はタグボート等の補助を必要とし、単独での出港が困難な船舶をいう。

中型船舶：大型船舶及び小型船舶以外の船舶をいう。

小型船舶：プレジャーボート、漁船等のうち港内において陸揚げができる程度の船をいう。

陸上避難：船舶での退避は高い危険が伴うので、乗組員等は津波等の被害の及ばない避難場所へ移動する。避難に余裕のある場合は、船舶の流出防止、危険物の管理等の自衛措置を講ずる。

港外退避：津波による危険性の高い港内の狭隘な海域に留まらず、津波の影響を受けにくい沖合いの海域へ避難する。

自衛措置：自船の津波による被害を極限化し、二次災害を防止するため、係留強化、陸揚げ、固縛及び危険物流出防止等の措置を講ずる。

※港外退避、港内避泊及び係留避泊する際は、乗船者は救命胴衣を着用する。